

項番	対象	クラウド録画カメラサービス「coomonita (コーモニタ)」規約 現改比較表	
		～2021年3月28日	2021年3月29日～
1	第4条2項	前項に関わらず、第5条第1項で定める利用料金にて指定する本サービスの一部について、当社が登録ユーザーに本サービスの提供を開始した日から起算して第5条第1項で定める利用料金で指定する期間（以下「違約金発生期間」といいます。）内に登録ユーザーが本サービスに係る契約を解約する場合は、当該解約があった日から違約金発生期間末日までの期間に相当する本サービス利用料金を当社が別途指定する支払期日までに一括して支払うものとします。	前項に関わらず、第5条第1項で定める利用料金にて指定する本サービスの一部について、当社が登録ユーザーに本サービスの提供を開始した日から起算して第5条第1項で定める利用料金で指定する期間（以下「違約金発生期間」といいます。）内に登録ユーザーが本サービスに係る契約を解約する場合は、当社が指定する料金を当社が別途指定する支払期日までに一括して支払うものとします。
2	第6条4項	無	登録ユーザーは当社より提供するLTE回線サービスを本サービスでのみ利用することができます。登録ユーザーによる目的外のSIMカード利用が発覚した場合は、当社は事前に通知又は催告することなく本サービス及びLTE回線サービスの利用を停止することができます。また、登録ユーザーは、LTE回線サービスを提供する通信事業者により通信利用の制限やサービスの一時停止等が起きた場合、当社が登録ユーザーに対して責任を負うものではないことを認識し了承するものとします。登録ユーザーは、LTE回線サービスを提供する通信事業者による料金改定等により、LTE回線サービスの利用料金に変更される可能性があることを認識し、変更された利用料金を支払うことを了承するものとします。なお、利用料金を改定する場合、当社は第19条に従い登録ユーザーへ周知を行うものとします。